



令和7年度における神奈川県地域職業訓練実施計画 (求職者支援訓練)の策定に向けた検討について

- 1 令和7年度神奈川県地域職業訓練実施計画(求職者支援訓練)の策定にあたっての検討事項
- 2 令和7年度求職者支援訓練における年間計画策定について(案)
- 3 令和7年度における神奈川県地域職業訓練実施暫定計画(案)
(求職者支援訓練)

令和6年11月14日

神奈川県労働局職業安定部訓練課



令和7年度神奈川県地域職業訓練実施計画(求職者支援訓練)の策定にあたっての検討事項

項目		令和6年度 神奈川県地域職業訓練実施計画策定方針	令和7年度 神奈川県地域職業訓練実施計画策定方針(案)
1	訓練規模・就職率目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練規模(認定上限値) 2,412人 ※厚生労働省からの配分(案) ○ 雇用保険適用就職率目標 基礎コース58% 実践コース63% ○ 認定定員のうち、506人はデジタル分野において認定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練規模(認定上限値) 2,657人 ※厚生労働省からの配分(案) ○ 雇用保険適用就職率目標 基礎コース58% 実践コース63% ○ 認定定員のうち、558人はデジタル分野において認定。
2	基礎と実践の割合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース 30% 724人 ○ 実践コース 70% 1,688人 <p>※実践コースのうち、eラーニングコースについては、20%を上限とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース 30% 797人 ○ 実践コース 70% 1,860人 <p>※実践コースのうち、eラーニングコースについては、20%を上限とする。</p>
3	実践コースの訓練分野別の割合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実践コース 1,688人 <ul style="list-style-type: none"> ・介護系 338人(20%) ・デジタル系 506人(30%) <ul style="list-style-type: none"> うちIT分野 338人(20%) WEBデザイン系 168人(10%) ・医療事務系 168人(10%) ・その他 591人(35%) ・共通枠 85人(5%) <p>※実践コースの訓練分野毎の訓練認定規模を超えた認定申請があった場合には、全ての分野に適用可能な「共有枠」を用いた認定を行う。 (実践コースの訓練実施計画規模以内での運用となる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実践コース 1,860人 <ul style="list-style-type: none"> ・介護系 372人(20%) ・デジタル系 558人(30%) <ul style="list-style-type: none"> うちIT分野 372人(20%) WEBデザイン系 186人(10%) ・医療事務系 186人(10%) ・その他 651人(35%) ・共通枠 93人(5%) <p>※実践コースの訓練分野毎の訓練認定規模を超えた認定申請があった場合には、全ての分野に適用可能な「共有枠」を用いた認定を行う。 (実践コースの訓練実施計画規模以内での運用となる。)</p>

4	新規参入枠の割合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース 上限値30% ○ 実践コース 上限値30% <p>※新規枠は必ず設定し、かつ上に掲げた値を超えてはならないが、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定期間内で新規枠へ振り替えることも可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース 上限値30% ○ 実践コース 上限値30% <p>※新規枠は必ず設定し、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定期間内で新規枠へ振り替えることも可能とする。</p>
5	地域ニーズ枠の設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース又は実践コースで少なくとも1訓練コース設定 ○ 特定の地域: 県西部地域（平塚、小田原、松田公共職業安定所の管轄内） ○ 訓練認定規模の20%以内 <p>※eラーニングコースは対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎コース又は実践コースで少なくとも1訓練コース設定 ○ 特定の地域: 県西部地域（平塚、小田原、松田公共職業安定所の管轄内） ○ 訓練認定規模の20%以内 <p>※eラーニングコースは対象外とする。</p>
6	その他 対象者の特性、訓練 ニーズに応じた職業訓 練の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学卒未就職者、生活困窮者、短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者などに対する職業訓練を別枠として特出せず、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練を実施する場合には、各コースの内数として実施する。 	同左

令和 7 年度求職者支援訓練における年間計画策定について (案)

令和 6 年 1 0 月 2 日 (水) に令和 6 年度第 1 回中央職業能力開発促進協議会 (以下、「中央協議会」という) が開催され、当該協議会で出た意見を踏まえ、求職者支援訓練における令和 7 年度の各都道府県の認定上限値 (案) および実施規模と分野 (案) が示されたところである。当該 (案) を基に、神奈川県における求職者支援訓練の実施計画を次のとおり策定した。

1 設定上限値について

神奈川県においては、認定上限値 (案) として 2, 6 5 7 人が配分されている。

神奈川県における求職者支援訓練の受講者数については、表 1 のとおり、受講者数が増加傾向にあり、認定上限値として 2, 6 5 7 人は妥当である。

〔表 1〕

(令和 4 年度)

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	(割合)
基礎コース	905人	35%	701人	574人	30. 5%
実践コース	1, 682人	65%	1, 614人	1, 310人	69. 5%
合計	2, 587人	100%	2, 315人	1, 884人	100. 0%

(令和 5 年度)

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	(割合)
基礎コース	916人	35%	876人	645人	33. 9%
実践コース	1, 701人	65%	1, 781人	1, 257人	66. 1%
合計	2, 617人	100%	2, 657人	1, 902人	100. 0%

(令和 6 年度)

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	(割合)
基礎コース	724人	30%	593人	398人	34. 6%
実践コース	1, 688人	70%	1, 298人	753人	65. 4%
合計	2, 412人	100%	1, 891人	1, 151人	100. 0%

(注 1) 令和 6 年度の認定定員数は、1 2 月開講分までの状況である。

(注 2) 令和 6 年度の受講者数は、1 0 月開講分までの状況である。

2 基礎コースと実践コースの割合について

神奈川県における過去 3 か年の基礎及び実践コースの受講者数の割合を集計したところ、上記表 1 のとおりとなっており、近年は、基礎コースの受講者の割合は、おおむね 3 0 % で推移しているため、神奈川県における令和 7 年度計画においても表 2 のとおり基礎コース 3 0 %、実践コース 7 0 % の配分とするのは妥当である。

〔表 2〕

(令和 7 年度)

訓練種別	認定上限値	(割合)
基礎コース	797名	30%
実践コース	1, 860名	70%
合計	2, 657名	100%

3 実践コースの分野別割合について

実践コースの分野は、デジタル系、介護系、医療事務系及びその他の4区分としており、各分野の認定上限値及び受講者の割合は、表3のとおりとなっている。

〔表3〕
(令和4年度)

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	認定定員に対する 受講者の占める割合
実践コース	1,682人	100%	1,614人	1,310人	81.2%
デジタル系	420人	25%	525人	482人	91.8%
うちIT	252人	15%	145人	137人	94.5%
うちWebデザイン	168人	10%	380人	345人	90.8%
介護系	336人	20%	208人	151人	72.6%
医療事務系	168人	10%	104人	90人	86.5%
その他	673人	40%	777人	587人	75.5%
共通枠	85人	5%			

(令和5年度)

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	認定定員に対する 受講者の占める割合
実践コース	1,701人	100%	1,202人	834人	69.4%
デジタル系	425人	25%	347人	295人	85.0%
うちIT	255人	15%	85人	83人	97.6%
うちWebデザイン	170人	10%	262人	212人	80.9%
介護系	340人	20%	122人	81人	66.4%
医療事務系	170人	10%	58人	40人	69.0%
その他	681人	40%	675人	418人	61.9%
共通枠	85人	5%			

(令和6年度)

訓練種別	認定上限値	(割合)	認定定員数	受講者数	認定定員に対する 受講者の占める割合
実践コース	1,688人	100%	993人	753人	75.8%
デジタル系	506人	30%	315人	280人	88.9%
うちIT	338人	20%	115人	95人	82.6%
うちWebデザイン	168人	10%	200人	185人	92.5%
介護系	338人	20%	170人	90人	52.9%
医療事務系	168人	10%	101人	80人	79.2%
その他	591人	35%	407人	303人	74.4%
共通枠	85人	5%			

(注) 令和6年度の認定定員数及び受講者数は、10月開講分までの状況である。

表3によると、認定定員に対する受講者の占める割合は、訓練分野によって上昇しているものと依然低調に推移しているものがある。

デジタル系（特にIT分野）および介護系は実施機関が少ない状態ではあるものの、デジタル系への重点化および人材確保が困難な介護系を推進するため、デジタル系は認定下限30%、介護系は20%の認定定員数とすることが妥当である。

その他分野については、実践コース全体の認定定員数からデジタル系、介護系、医療事務系および共通枠を除いた残数として35%認定定員数とすることが妥当である。

これにより、令和7年度の実践コースの分野別割合については表4のとおりとすることが妥当である。

なお、eラーニングコースについては、受講対象者を限定していることに鑑み、各月とも全体の定員数の20%程度を上限とし、各月の定員数および認定分野については、神奈川県労働局と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部との協議により決定する。

〔表4〕

令和7年度

訓練種別	認定上限値	認定上限値の割合
実践コース	1,860人	100%
デジタル系	558人	30%
うちIT	372人	20%
うちWebデザイン	186人	10%
介護系	372人	20%
医療事務系	186人	10%
その他	651人	35%
共通枠	93人	5%

4 新規枠の割合について

新規実施機関が参入する際に優先的に認定できるよう新規枠を設定している。

神奈川県における新規参入枠の上限値は、基礎コース30%、実践コース30%で設定しているところであり、令和7年度においても新規参入枠の上限値は、基礎コース、実践コースともに30%を上限値とすることが妥当である。

5 認定単位期間について

神奈川県においては、認定単位期間を毎月単位として申請を受付け、認定しているところである。

これは、求職者に対して訓練の受講機会を均等に付与すること、実施機関において昨今の状況から長期に講師等の配置計画を立てることが難しいとの意見があることから毎月単位の申請方式としている。

令和7年度においても前年度と同様に毎月単位の申請方式とすることが妥当である。

6 特定の対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の取扱いについて

(1) 学卒未就職者、生活困窮者、不安定就労者および就職氷河期世代等を対象とする職業訓練
令和6年度の地域職業訓練計画において、当該職業訓練を別枠として特出せず、各分野の内
数として実施することとしたことから、令和7年度においても期中に発生することが想定さ
れる特定の対象者に関する訓練コースの認定に対応できるよう同様の取扱いとすることが妥
当である。

(2) 地域ニーズ枠について

地域ニーズ枠を基礎又は実践コースで少なくとも1訓練コース分、特定の訓練分野、特定
の対象者又は特定の地域について設定することが示されている。

神奈川県内の求職者支援訓練は全体の約7割が横浜市内中心に実施されているところであ
り、修了者アンケートの意見では、居住地付近での実施を求める声が依然として寄せられて
いることから、特に訓練実施が少ない県西部地域に設定することとする。

計画枠の上限値は、訓練認定規模の20%以内で設定することが妥当である。

なお、居住地付近からの通所を想定していることから、eラーニングコースは地域ニーズ枠
の対象外とする。

令和 7 年度における神奈川県地域職業訓練実施暫定計画 (案) (求職者支援訓練)

令和 6 年 月 日

1 令和 7 年度上半期における求職者支援訓練の実施規模と分野

- ・ 本暫定計画は特定求職者等に対して令和 7 年 4 月以降も切れ目なく職業訓練の機会を提供するため、令和 7 年 9 月までの暫定として求職者支援訓練を順次認定するために必要な事項を定めたものである。
- ・ 令和 6 年度は景気が緩やかに持ち直しており、求人が底堅く推移しているものの、物価上昇が雇用に与える影響に引き続き注意が必要な状況である。そのような中で、より一層非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティーネットとしての機能が果たせるよう、また、雇用保険受給者がより自らの就職に必要な能力の開発や向上に適した訓練を受けることが出来るよう、必要な訓練機会を提供するため、年間の訓練認定規模 2, 6 5 7 人※を上限とすることを想定し、計画期間中は 1, 5 3 8 人を上限とする。

※政府予算案決定前の段階における暫定的な想定規模である。

- ・ 訓練の種類としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 7 0 %）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向を踏まえたものとする。
- ・ また、コース設定の要件緩和等を踏まえて、地域の関係機関と連携し、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定を推進する。
- ・ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

		訓練認定規模
基礎コース		4 9 0 人
実践コース		1, 0 4 8 人
	デジタル系	3 1 5 人
	（うち IT）	（うち IT：2 0 0 人）
	（うち Web デザイン）	（うち Web：1 1 5 人）
	介護系	1 9 5 人
	医療事務系	1 0 5 人
	その他	3 8 5 人
	分野共通枠	4 8 人

- 1) その他分野とは、販売・営業・経理事務系、アロマ、ネイルアート、機械CAD、建築CAD等。
 - 2) eラーニングコースについては、認定規模の20%程度を上限とし、各月の定員数及び認定分野については、神奈川県労働局と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部との協議により認定する。
 - 3) 分野共通枠は、実践コースの毎月の各分野認定規模の上限を超えて認定申請がされる場合、超える申請部分を共通枠で認定するもの。
- ・ 上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

	訓練認定規模
基礎コース	30%
実践コース	30%

注 申請対象期間の認定数を超える認定申請がある場合は、

- イ 新規参入枠については、職業訓練の内容や質等が良好なものから認定する。
 - ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ※ 新規枠は必ず設定することとするが、ある認定単位期間で実績枠に余剰人員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。
- ハ 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の定員は、同一認定単位期間の「その他」分野への振替も可とする。
 - ニ 地域ニーズ枠の設定は、上記、各訓練認定規模の内数として実施し、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期などを踏まえて設定する。但し、訓練認定規模の20%以内とする。また、地域ニーズ枠の対象となる地域は、平塚所、小田原所及び松田公共職業安定所の管轄地域とし、eラーニングコースについては、対象外とする。
 - ホ 学卒未就職者、生活困窮者、不安定就労者および就職氷河期世代等を対象とする職業訓練は、上記各訓練認定規模の内数として実施する。

2 認定単位期間

- ・神奈川県においては、訓練機会を均等に付与するため1か月を単位として区分し認定する。
- ・認定単位期間ごとの具体的な定員は、過去の受講希望者数を参考に各月に振り分けることとする。
- ・なお、認定申請受付期間については、神奈川県労働局のHP及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部のHPで周知する。

3 計画期間

- ・計画期間は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までとする。

4 計画の改定

- ・この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。